

令和4年12月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年12月26日

令和4年12月総会議事録

開 会 期 日	令和4年12月26日(月)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後1時37分 会長(議長) 金子茂雄 午後2時05分 会長(議長) 金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
-----	--------------------

傍聴者数	なし
------	----

参 与

●事務局出席者

- ・吉澤祐一 事務局長
- ・村本亮 書記
- ・馬場紫野 担当

[開会の宣言] 午後1時37分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、3番・小鷹隆石委員、4番・小林三千雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

11月14日に「鳩山町明日の農業担い手育成塾 通常総会」が書面により開催され、事業計画や予算に関する議案について、農業委員会会長として書面議決書での回答をしました。12月8日に、書面議決結果の通知があり、賛成全員により全議案が可決されました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年12月9日受付。

資料番号1、大字赤沼 [REDACTED]、地目、田、面積、765 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、492a、労働力、9。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。
転用目的：所有権移転。

面積合計、田、765 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、20,666 m²の所有農地と27,835 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

譲受人は[]に住所を有し、自身が代表を務める法人では畜産業を営んでおります。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は養豚・養牛を中心とした畜産業を営んでおり、農地においては牧草を作付けしております。

申請地は畜舎とも近く、経営規模を拡大し、牧草の自給率を向上させるための申請でございます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段左側の1枚でございます。

譲受人は、今年7月にも農地法第3条申請により、農地を取得し、当該農地についても適正に管理されている状況でございます。

申請地は現在、管理されている状況でございますが、今後は牧草の作付けを行う予定であると聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。
〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。
これにて、質疑を終結いたします。
これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号1の採決を行います。
本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可
否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

〔日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第2号並びに議案第3号につきましては譲受人が同一人であり、関
連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和4年12月9日受付。

資料番号2、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、283 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、101a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、283 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、7,552 m²の所有農地と2,300 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

譲渡人は農地の受け手を探していたところ、申請地周辺で農地の集約化に取り組んでいる譲受人へ譲渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲渡人は相続で農地を取得しましたが、農地を管理することが困難であり、譲受人へ所有権を移転することになりました。

譲受人は、申請地周辺で農地を集約し、遊休農地の解消に努めており、今後は果樹栽培を行う予定となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段右側の1枚でございま

す。

譲受人は、今年4月にも農地法第3条申請により、農地を取得いたしました。当時取得した農地については山林化しておりましたが、篠や高木の伐採を行い適正に管理されている状況でございます。

今回取得する申請地は現在遊休農地化しておりますが、譲受人が周辺と一体で遊休農地の解消に取り組むと聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

農地への進入路はあるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

周辺に所有地があり、そこから出入りすると伺っております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

〔日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年12月9日受付。

資料番号3、大字赤沼、地目、畑、面積、961㎡。譲受人。耕作地、110a、労働力、1。譲渡人。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、961㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、所有農地・借入地ともに、全ての土地が良好に管理されております。

譲渡人は農地を相続しましたが管理することができず、申請地周辺で農地の集約化に取り組んでいる譲受人へ譲渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。
意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目、3段目の3枚でございます。

本申請は議案第2号で審議をしていただいた内容と同じ譲受人への所有権移転の申請となっております。

申請地は現在遊休化しておりますが、譲受人が周辺と一体で遊休農地の解消に取り組むと聞いております。

なお、申請書の所有面積は、議案第2号で許可となった農地も含んだ面積となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

現地の写真を見ると、一部崩落しているようですが、土留等の指導は行っているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

写真を見るとブルーシートで保護されている様子が分かりますが、こちらは農地に隣接している道路が崩落している状況でございます。

◎事務局長

一部崩落している道路の法面については、本年7月の大雨災害の時に発生したものです。道路管理を所管しているまちづくり推進課が、災害復旧に係る予算措置を行っており、本年度中に復旧する予定となっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年12月9日受付。

資料番号4、大字高野倉■■■■■■■■■■、地目、田、面積、1,148 m²の内0.2162 m²。

申請人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、田、0.2162 m²。農地区分：農振農用地区域内。

こちらについては、期間の更新の申請となっております。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、営農型の太陽光発電施設の期間を更新するための農地転用であり、平成28年度に許可を受け、本申請の期間が3年間である事から今回は3回目の申請でございます。

申請地は太陽光パネルを設置し、パネルの下で水稲の作付をする、営農型太陽光発電として稼働しており、太陽光パネルを設置する際の支柱部分と電柱の合計0.2162 m²の農地転用期間の更新でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小鷹農業委員から説明があったとおりでございます。

申請人はソーラーシェアリングとして、当該申請地の他にも [REDACTED] 地内において4か所で営農型太陽光発電事業を行っております。

水稲については、収量も問題なく、良好に耕作がされている状況でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段左側の1枚でございます。写真を見ると、既に営農型太陽光発電として稼働している状況でございます。

本案件は平成28年8月の農業委員会総会において、審議をした案件の期間の更新申請であり、令和2年3月にも更新の為に申請をしておりますので、今回は3回目の申請となります。

なお、令和2年3月は2回目の申請でしたが、書類準備に時間がかかった事から申請時期がずれてしまいました。

期間の更新となる事から、工事はございません。

転用面積については申請農地の中で耕作を行うことのできない、架台の支柱面積と引込み柱の面積となる事から、0.2162㎡となっております。

資料番号4の22ページに現在の耕作状況の報告書が添付されており、収穫量については問題ないことが確認できます。

申請に必要な添付書類は揃っており、営農による収穫もできていることから、今回の更新については特段問題ないと考えております。

以上補足説明とします。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第8、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年12月9日受付。

資料番号5、大字高野倉[REDACTED]、地目、田、面積、1,329 m²の内0.269 m²。

申請人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、田、0.269 m²。農地区分：農振農用地区域内。

こちらについても、期間の更新の申請となっております。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、議案第4号で審議をした内容と同様に、営農型の太陽光発電施設の期間を更新するための農地転用であり、平成28年度に許可を受け、本申請の期間が3年間である事から今回は3回目の申請でございます。

申請地は太陽光パネルを設置し、パネルの下で水稲の作付をする、営農型太陽光発電として稼働しており、太陽光パネルを設置する際の支柱部分と電柱の合計0.269 m²の農地転用期間の更新でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願い

いたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。
特に意見等はございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。
事業説明については小鷹農業委員からいただいたところでございます。
申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段右側の1枚でございます。
写真を見ると、既に営農型太陽光発電として稼働している状況でございます。議案第4号と同様な事業内容となっております。
以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。
〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。
これにて、質疑を終結いたします。
これより、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5の採決を行います。
本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5は許可相当とすることに決定いたしました。

[閉会の宣告] 午後2時05分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年1月25日

会長 金子茂雄 

委員 小鷹隆石 

委員 小林三千雄 